○岡山市家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 一般家庭において生ごみを処理するための容器又は処理機(以下「容器」という。)を 購入する者に対し、予算の範囲内において、岡山市生ごみ処理容器購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、容器の設置を促進し、一般家庭から排出される生ご みの再利用を図り、併せてごみの減量を促進することを目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者による第5条の補助対象容器の購入とする。

(補助事業者)

- 第4条 補助事業者は、次条に規定する容器を購入する者であって、かつ、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主であること。
 - (2) 市内に容器の設置場所を確保でき、補助事業者又は同一の世帯に属する者が当該容器を使用するものであること。
 - (3) 容器から生成される堆肥等を有効に活用できるよう努めること。
 - (4) 市税の滞納がないこと。
 - (5) 補助事業者及び同一の世帯に属する者が、過去5年度の間にこの補助金の交付を受けていないこと。(補助金の既交付分が第6条に規定する容器の台数の制限に達していないものは除く。)

(補助対象容器)

第5条 補助金の交付対象となる容器は、次のとおりとする。

- (1) コンポスト容器
- (2) ぼかし等の容器(微生物を利用して生ごみを処理する方式のものをいう。)
- (3) 電気式生ごみ処理機(破砕した生ごみを下水等に放流するディスポーザ型については, 容器から生成される堆肥等を有効に活用できるものとして市長が認めるものに限る。以 下同じ。)

(補助金の交付の制限)

第6条 補助金の交付は、同一の補助事業者について、その選択するところに従い、前条第1号及び第2号に掲げる容器(以下この条及び次条において「コンポスト容器等」という。)の購入又は前条第3号の電気式生ごみ処理機の購入をその対象とし、その対象となる数量は、コンポスト容器等については、2台までとし、電気式生ごみ処理機については、1台とする。 (補助金額)

第7条 補助金額は、次のとおりとする。

- (1) コンポスト容器等 1台当たり、容器の購入費(消費税及び地方消費税含む。以下同じ。)の2分の1に相当する額とし、3、000円を上限とする。
- (2) 電気式生ごみ処理機 容器の購入費の2分の1に相当する額とし,30,000円を上限とする。
- 2 前項によって得られた額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第8条 補助金の交付申請は、家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書(様式第1号) を市長に提出して行わなければならない。
- 2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。 ただし、前項の申請書により、世帯状況及び市税納付状況を市長が調査することについて 同意があったものについては、この限りでない。
 - (1) 住民票の写し(補助事業者及び同一世帯に属する者全員が表示されたもの)
 - (2) 市税の納税証明書又は非課税証明書(補助事業者に係るものに限る。)
- 3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定に当たっては、規則第7条第1項各号に掲げる条件を付さないものとする。

(状況報告,着手届及び完了届の免除)

第10条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する書類の提出は要しないものとする。

(容器の購入・設置及び実績報告)

- 第11条 規則第8条の規定による補助金交付決定の通知を受けた補助事業者は、当該通知を 受けた日から起算して概ね3月以内に、容器を購入し、設置するとともに、補助事業実績報 告書(様式第2号)に次の各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。
 - (1) 領収書
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための容器の購入・設置及び実績報告の特例)

2 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためにやむを得ないと市長が認める場合の第11条の規定の適用については、同条「1月以内」とあるのは「3月以内」とする。

(経過措置)

3 この要綱施行前になされた生ごみ処理容器購入費補助金に関する申請,交付の決定その他の行為及び生ごみ処置容器指定取扱店の登録等の行為は,この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に登録された指定店の登録の有効期間は令和3年3月31日までとする。